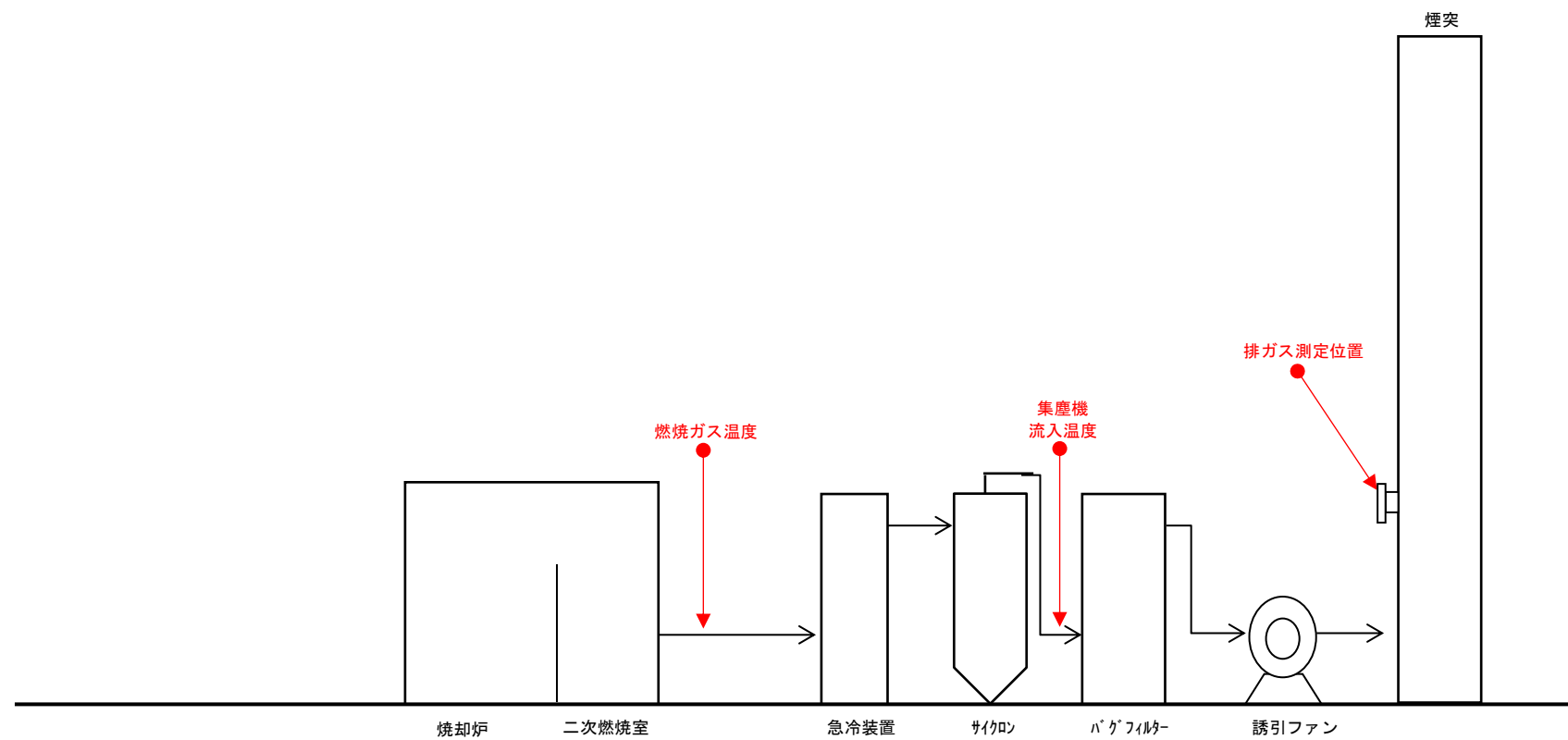


排ガス測定位置及び測定点概略図



[廃棄物処理法第8条の4及び第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録]

対象期間:2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

1 焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の1のイ]

単位:t

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
産業廃棄物	汚泥	19.84	24.28											44.12
	廃油	0.00	0.02											0.02
	廃酸	0.01	0.00											0.01
	廃アルカリ	0.11	1.35											1.46
	廃プラスチック類	114.27	86.53											200.80
	紙くず	19.05	14.42											33.47
	木くず	14.28	10.82											25.10
	繊維くず	11.90	9.01											20.91
	動植物性残さ	92.03	76.90											168.93
	動物系固形不要物	0.00	0.00											0.00
	ゴムくず	0.00	0.00											0.00
特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物	10.35	9.77											20.12

2 焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の1のロ及びニ]

測定(採取)位置			煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口
採取した年月日						
測定結果が得られた年月日						
測定結果	規制項目	協定値等				
	換算ばいじん濃度 (g/m ³ _N)	0.15以下			—	
	全硫黄酸化物排出量 (m ³ /h)	5.2以下			—	
	換算窒素酸化物濃度 (volppm)	200以下			—	
	換算塩化水素濃度 (mg/m ³ _N)	350以下			—	
	ダイオキシン類排ガス (ng-TEQ/m ³)	5以下	—	—		—
	換算全水銀濃度 (μg/m ³ _N)	50以下			—	
運転中連続測定結果等						
燃焼ガス温度			: 全て800℃以上			
集塵機流入温度			: 全て200℃未満			
一酸化炭素濃度			: 100ppm未満			

※運転中の連続記録紙は宮迫工場にて保管。

3 ばいじんの除去実施状況と措置[規12条の7の3のハ]

	冷却装置	排ガス処理設備
4月	1・8・15・22・29	1
5月	2・13・20・27	2
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		